き・・ タ

原判決を破棄する。

被告人両名をそれぞれ懲役一年六月に処する。

被告人両名に対し、この裁判の確定した日から四年間右各刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用は、全部被告人Bの負担とする。

理 由

各控訴の趣意は弁護人渡辺明作成(被告人A関係)、弁護人水上喜景、同菅谷幸 男連名作成(被告人B関係)の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらを引 用する。

一 法令適用の誤りないし事実誤認の論旨について(被告人A関係)

所論は、「C」と表示された本件偽造シールについて、原判決は、これを署名を使用した私図画の偽造(刑法一五九条一項)であると認定したが、(1)右シーは、発音的記号(文字)だけが用いられているものであるから図画ではない、また、署名が同時に図画であるというのは概念矛盾であるから原判決には法令適用の誤りがある、(2)右文字は私記号(あるいは印章)であつて署名ではないから原判決には事実誤認がある、私記号であれば刑法で処罰されないから原判決には法令適用の誤りがある、また私記号でなく私印であるとしても本件は単なる印章偽造(同法一六七条一項)と解するのが相当であり、原判決には法令適用の誤りがある、と主張する。

しかし、原判決の事実認定および法令適用は相当であり、所論にかんがみ記録および証拠物を精査・検討しても、原判決には所論のような事実誤認あるいは法令適用の誤りがあるとは考えられない。

〈要旨〉記録・証拠物によれば、本件シール(本件偽造の対象とされたシールをいう。以下同じ。)は、本来音楽者作〈/要旨〉権者から信託されて音楽著作物を使理している社団法人D協会、略称「C」、「C」(同協会は一〇年来この略称を使用ている)が録音テープによる音楽著作物の使用者に対し、使用を許良している)が録音を記した。とれても、では、ないのでは、昭和四一月ころがら本件当時までは、日本の担保となる契約保証を対していた。と、本件ののでは、昭和四十月では、日本のに知られていた。と、本件のシールに酷似しており、横幅的にこと、本件のシールに酷似しており、横幅的にこと、本件のシールに酷似しており、横幅的にこと、は、日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本の対していましていましい。」「日本のでは、「日本の対していましい。」「「日本の対し、「日本のでは、「日本の対していましい。」「日本のでは、「日本の対していましい。」「「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本の対し、「日本のは、「日本のは、「日本の対し、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは

二 事実誤認の論旨について(被告人B関係)

所論は、有限会社Eに印刷依頼をしたのはFであるのに、被告人Bが同印刷において情を知らないGに印刷させたと判示した原判決には事実誤認があるという。

しかし記録によれば、被告人Bは本件シールの印刷をFに依頼したが、同人の責任で印刷してくれるよう頼んだにすぎないのであつて、同人が他のものに印刷を頼

むことを十分に予想していたこと、Fから順次情を知らないH、I、Gに印刷の下請けが頼まれ、結局、Gが印刷したことが明らかである。したがつて、同被告人は Fを通じ情を知らないGに印刷させたものと認められる。Fを通じた旨の記載がな くても結論に変りはない。原判決には所論のような事実誤認はなく、論旨は理由が ない。

Ξ 量刑不当の論旨(被告人B関係)および量刑の職権調査(同A関係)につい て。

本件偽造は、原判決も詳細に説示するように、著作権の使用料の支払を免れるため、計画的に本物に酷似した約二〇万枚のシールを偽造したもので、その使用により図画の信用を著しく害し、取引の安全、秩序を基だしく乱したこと、協会に多額 の損害を与えたこと等が明らかである。また被告人Aは、本件を計画・遂行した主 犯であり、被告人Bは、右偽造のほか山林売買に関し合計四五万円を構領した件で も有罪と認められているほか、古く昭和三三年には同じ横領罪で懲役刑(執行猶予 付き)に処せられている。これら本件犯行の罪質・態様、結果の重大性、被告人らの反規範的態度等に徴すれば、両名の刑事責任は重大で、被告人らを各懲役一年六月に処した原判決の量刑も理解できないではない。

しかし、被告人Bは、偽造については、被告人Aに誘われて参画したにすぎす その利得もわずかであつたこと(被告人Aから一〇万円とジュークボツクスーー台 を受け取つたものの、印刷代にまわしたため手元には五万円しか残らなかつたよう である)、原判決後被害協会と八〇万円で示談が成立し、すてに三〇万円を支払つ たこと、横領事件についても既に被害者に五〇万円を支払つて示談が成立している

また被告人Aについては、原判決後被害協会との間で八五八万三九二〇円で示談が成立し、既に五八万三九二〇円を支払い、残金についても保釈金をあてることや 自己所有の土地、建物に抵当権を設定するなどして確実に支払を履行する運びにな つていること、その結果被害協会も同被告人を宥恕するに至つたこと、全く前科が ないこと、両名とも深い反省の態度を示していること等の事情を考慮すれば、今回 は両名に対し刑の執行を猶予して自力による更生を期待するのが相当であると思われる。この趣旨で被告人両名いずれに対しても、原判決は破棄を免れない。そこで、刑訴法三九七条、三八一条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に

そこで、刑i より自判する。

原判決が確定した事実に法律を適用すると、被告人両名の原判示第一の所為はい ずれも刑法一五九条一項、六〇条に、被告人Bの第二の所為は包括して同法二五二 条一項に各該当するが、被告人Bの右罪は同法四五条前段の併合罪なので同法四七 条本文、一〇条により重い第一の罪の刑に法定の加重をし、各刑期の範囲内で被告 人両名をいずれも懲役一年六月に処し、刑の執行猶予につき同法二五条一項、原審 における訴訟費用の負担につき刑訴法一八一条一項本文を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 横川敏雄 裁判官 柏井康夫 裁判官 中西武夫) (別 紙)

<記載内容は末尾 1 添付>